

令和7年3月5日

## 令和7年第4回南区選挙管理委員会

### 議 題

#### 1 議 案

- 議案第19号 選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第20号 選挙人名簿に登録する者について
- 議案第21号 福岡県知事選挙における投票所の指定について
- 議案第22号 福岡県知事選挙における開票の場所及び日時について
- 議案第23号 福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第24号 福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじの方法について
- 議案第25号 福岡県知事選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第26号 福岡県知事選挙における投票立会人の選任について
- 議案第27号 福岡県知事選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

#### 2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和7年3月6日(木)午後6時00分～
- ・令和7年3月20日(木)午後6時00分～
- ・令和7年3月23日(日)午前10時00分～
- ・令和7年4月18日(金)午前10時00分～

議案第 19 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 7 年 3 月 5 日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数  
51人
- 2 市外へ転出後 4 箇月を経過したことにより抹消する者の数  
26人
- 3 抹消する者の氏名等  
別紙のとおり
- 4 抹消年月日  
令和 7 年 3 月 5 日

(根拠)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

議案第 20 号

選挙人名簿に登録する者について

令和 7 年 3 月 5 日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和 7 年 3 月 5 日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数  
230人
- 2 登録する者の氏名等  
別紙のとおり
- 3 登録年月日  
令和 7 年 3 月 5 日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 22 条第 3 項の規定による。



議案第 21 号

福岡県知事選挙における投票所の指定について

令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙における南区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和 7 年 3 月 5 日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第39条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第41条第1項の規定による。

議案第 22 号

福岡県知事選挙における開票の場所及び日時について

令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙における南区開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和 7 年 3 月 5 日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

- 1 場所 福岡市南区塩原二丁目 8 番 1 号  
福岡市立南体育館
- 2 日時 令和 7 年 3 月 23 日 午後 9 時 15 分から

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 63 条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第 64 条の規定による。

議案第 23 号

福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙につき、南区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和 7 年 3 月 5 日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

- 1 場所 福岡市南区塩原三丁目 25 番 1 号  
福岡市南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和 7 年 3 月 20 日 午後 6 時から

(根拠)

- ・ 議決及び告示 公職選挙法第 62 条第 6 項の規定による。

## 議案第 24 号

### 福岡県知事選挙における開票立会人を定めるくじの方法について

令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙につき、南区開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合の方法を次のように定める。

令和 7 年 3 月 5 日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
  - (1) くじはくじ棒により行う。
  - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
  - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
  - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
  - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
    - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
    - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合  
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定による。

議案第 25 号

福岡県知事選挙における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙における南区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和 7 年 3 月 5 日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第 2 項及び同法施行令第24条第 1 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

議案第 26 号

福岡県知事選挙における投票立会人の選任について

令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙における南区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和 7 年 3 月 5 日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第 38 条第 1 項の規定による。

議案第 27 号

福岡県知事選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和 7 年 3 月 23 日執行予定の福岡県知事選挙における南区開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和 7 年 3 月 5 日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第61条第 2 項及び同法施行令第67条第 1 項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第68条の規定による。